

2022年10月24日

関係各位

山交バス株式会社  
代表取締役社長 高橋 智

### 山形運輸支局による行政処分について

今般、国土交通省東北運輸局山形運輸支局より、道路運送法第27条第3項ならびに旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項の規程違反があったとして、文書による警告を受けましたのでご報告申し上げます。

お客様をはじめ関係者の皆様には多大なご心配をお掛けいたしますこと、心よりお詫び申し上げます。業務および管理体制の見直しを図り、皆様の信頼回復に向けて尽力してまいりますのでご理解を賜りたくお願いいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

##### 文書警告

(道路運送法第27条第3項ならびに旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項の規程違反)

旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の義務違反によるもの

#### 2. 処分に至った経緯

弊社の運転士が路線バス乗務中に自らが所有する情報端末を操作する事案が、本年8月および9月に発生しました。また、9月の事案の発生時には直前の交差点において進行方向の赤信号を確認せずに発車しておりました。なお、それぞれの事案については同一の担当運転士によるものです。本件につきましては、目撃された一般の方からのご指摘と内部調査により判明したため、山形運輸支局へ報告し9月29日に同局による監査を受監いたしました。

その監査結果として、事業者が運転者に対して実施することが義務付けられている指導については適切な実施が認められるものの、今回の事案が連続して発生したことに照らして、監督が不十分であったとして当該警告を受けたものです。

#### 3. 再発防止に向けた対応について

再発防止のために乗務中の情報端末の取扱いについてルール化して周知をいたしました。また、出庫時の点呼において指示確認を行うとともに、遵守状況の確認のためにドライブレコーダーの積極活用および車両への添乗指導を適宜実施してまいります。

以上